

こんなときには、国民年金の届出を！

お問い合わせ 市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112
または、各支所・行政サービスセンター年金担当

就職、退職、転職、結婚等により、国民年金の加入種別が変わるときには届出が必要です。
忘れずに手続きをお願いします。

※手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。

※国民年金受給者の方で、住所変更が生じた場合も年金の届出が必要です。忘れずに手続きをお願いします。

○第1号被保険者…自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳以上60歳未満の方

こんなとき	変更後の種別	届出先
会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
配偶者の扶養になったとき（婚姻等） （配偶者が第2号被保険者の場合）	第3号	配偶者が勤務する事業所
保険料を納めるのが困難なとき	/	市役所市民生活課年金係 または 各支所・行政サービスセンター窓口
学生で保険料を納めるのが困難なとき		
60歳以上で加入するとき（任意）		
20歳以上で海外に住所を移したとき		
任意で付加保険料を納めたいとき		
氏名・住所が変わったとき		
年金手帳をなくしたとき		

○第2号被保険者…厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方

こんなとき	変更後の種別	届出先
会社や役所などを退職したとき	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
会社を退職し、配偶者の扶養になるとき （配偶者が第2号被保険者の場合）	第3号	配偶者が勤務する事業所
氏名・住所が変わったとき	/	勤務する事業所
年金手帳をなくしたとき		

○第3号被保険者…会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

こんなとき	変更後の種別	届出先
配偶者が会社や役所などを退職したとき	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
第3号被保険者が配偶者の扶養から はずれたとき（離婚・収入増等）	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
氏名・住所が変わったとき	/	配偶者が勤務する事業所
年金手帳をなくしたとき		年金事務所

○20歳になったとき

こんなとき	変更後の種別	届出先
学生・自営業・自由業・無職等	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
配偶者の扶養になっているとき （配偶者が第2号被保険者の場合）	第3号	配偶者が勤務する事業所

佐渡博物館 2階 美術工芸展示室を一時閉鎖します

下記の期間に展示換えを行います。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

期間 4月11日(月)～4月17日(日) お問い合わせ 佐渡博物館 ☎52-2447